

文書番号: CJQ99-10	中部国際空港 国際線旅客施設使用料等規程	制定日: 2005.01.28
改正番号: 6		改正日: 2020.12.22

中部国際空港国際線旅客施設使用料等規程

(目的)

第1条 この規程は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が提供する中部国際空港（以下「空港」という。）の第1旅客ターミナルビル（以下「第1ターミナル」という。）及び第2旅客ターミナルビル（以下「第2ターミナル」という。）内国際線旅客公衆ゾーンの諸施設（以下「旅客施設」という。）の使用並びに国際線の搭乗旅客、機内持ち込み手荷物及び受託手荷物に関する検査施設等による検査及び旅客ターミナルビル内の保安維持（以下「旅客保安サービス」という。）に関し、その使用料金及び支払いに関して定めることを目的とします。

(使用料等)

第2条 空港の旅客施設を使用し出国審査場から出発するお客様（以下「出発旅客」という。）には、航空券が発行される際に、旅客施設使用料及び旅客保安サービス料（以下「使用料等」という。）を航空運送事業者又はその代理店に対し、お支払いいただきます。

2 前項の使用料等の額は、次に掲げるとおりとします。ただし、小児用割引航空券を使用する場合は小人とみなし、小人1人あたりの使用料等を適用し、それ以外は大人とみなし、大人1人あたりの使用料等を適用します。

(1) 第1ターミナル

(i) 旅客施設使用料（消費税及び地方消費税を含む。）

大人1人あたり 2,620円

小人1人あたり 1,310円

(ii) 旅客保安サービス料（消費税及び地方消費税を含む。）

大人1人あたり 350円

小人1人あたり 350円

(2) 第2ターミナル

(i) 旅客施設使用料（消費税及び地方消費税を含む。）

大人1人あたり 1,300円

小人1人あたり 650円

(ii) 旅客保安サービス料（消費税及び地方消費税を含む。）

大人1人あたり 350円

小人1人あたり 350円

3 会社は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる出発旅客については、使用料等の全部または一部を免除いたします。

(1) 国公賓及び閣議等により国公賓に準じて取り扱うこととなった外国の賓客（以下「国公賓等」という。）

(2) 国公賓等の同行者で、代理通関又は機側通関を認められた旅客

(3) 空港の入国審査場から本邦に上陸した旅客のうち、24時間以内に出国する旅客であって、その旨を証する航空運送事業者が発行する証明書を所持している旅客。なお、到着から出発までの時間は、当該旅客の搭乗する出発航空機に係る STD（国土交通大臣の認可等を受けた計画離陸時刻・日本標準時）から当該旅客の搭乗する到着航空機に係る STA

文書番号: CJQ99-10	中部国際空港 国際線旅客施設使用料等規程	制定日: 2005.01.28
改正番号: 6		改正日: 2020.12.22

(国土交通大臣の認可等を受けた計画到着時刻・日本標準時)を差し引いた時間により算定します。

- (4) 出入国管理及び難民認定法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空運送事業者から提出された旅客
- (5) 会社が、空港の管理上、入国審査場から本邦に上陸させた者であって、その旨を証する会社が発行する証明書を所持している旅客
- (6) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客
- (7) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (8) 本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客
- (9) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (10) 機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、使用料等を既に支払った旅客及び本来本邦に上陸する予定のない旅客で入国審査場から本邦に上陸した旅客
- (11) 2歳未満の旅客
- (12) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客

(供用休止)

第3条 会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客施設又は旅客保安サービス(以下「施設等」という。)の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっては使用料等の払い戻しは行いません。

- (1) 施設等が破損又は故障したとき。
- (2) 施設等に修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要があるとき。

(払い戻し)

第4条 使用料等の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発を取りやめた場合に限り、航空券を発行した航空運送事業者又はその代理人が払い戻しを行います。なお、使用料等の払い戻し等については、航空券を発行した航空運送事業者又はその代理人の定めるところによります。

(航空運送事業者の義務)

第5条 航空運送事業者は、航空機ごとの出国旅客数報告書その他使用料等の算定に必要な書類を会社の指定する期日までに会社に提出していただきます。

- 2 会社は、前項の報告に基づき使用料等の額を計算し、月初から月末までの1箇月分を単位としてとりまとめ、航空運送事業者の使用料等の額を請求いたします。
- 3 航空運送事業者には、出発旅客から受領した使用料等の額を前項の請求により、会社が指定する期限までにお支払いいただきます。
- 4 航空運送事業者が前項の使用料等の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、

文書番号: CJQ99-10	中部国際空港 国際線旅客施設使用料等規程	制 定 日: 2005.01.28
改正番号: 6		改 正 日: 2020.12.22

納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を会社にお支払いいただきます。なお、その延滞金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

- 5 航空運送事業者が、航空券を発行せずに搭乗させる場合又は航空券面に使用料等支払い済みの表示のない航空券により搭乗させる場合（ただし、第2条第3項に該当する場合を除く。）は、航空運送事業者の責任において搭乗手続き時に当該出発旅客に請求していただきます。

(使用の停止等)

第6条 会社は、出発旅客が使用料等を支払わなかったときは、施設等の使用の停止その他の必要な措置をとることがあります。

(事務手続き等)

第7条 会社と航空運送事業者間における使用料等の収受に関する事務手続きその他条件は別途両者間での取り決めによることとします。

(航空運送事業者以外)

第8条 航空運送事業者以外の者が空港の離発着等施設を利用し、運航する航空機で出国する場合にあつては、第2条及び第3条を準用し、会社にお支払いいただきます。

(規程の適用)

第9条 この規程の適用にあつては、日本国の法令に準拠するものとし、すべて意思の表示にあつては日本語を使用するものとします。

- 2 この規程に関する争いについては、会社の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

附 則

- 1 この規程は、2020年12月22日から施行します。